苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等(平成28年度)について

このことについて、調査を実施したので、次のとおりその結果を報告する。

市民参加条例の施行に関する市民からの要望等の状況(平成28年度)

N	(担当課)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
	1 (仮称)沼ノ端鉄北地区複合施設整備に関する計画概要(案)につ	パブリックコメントを行うということを子どもがいる世帯等に全戸配布するなどしっかり(PR)し、意見を多く汲み 取るべき。
	(青少年課)	
		対方等

【市民に対する担当課からの説明、対応等】

周知方法について、色々考えて工夫しながら行っていくとの回答を行った。

市民からの意見を受けて、パブリックコメントの資料については、市内公共施設のほか、子育て支援センター、錦岡児童センター、日新児童センター、大成児童センター、あさひ児童センター、住吉児童センター、沼ノ端児童センターにも設置を行った。

周知については、うとない保育園、沼ノ端おひさま保育園、拓勇おひさま保育園、はくちょう幼稚園、第2はくちょう幼稚園、苫小牧のぞみ幼稚園、沼ノ端小学校、拓勇小学校、ウトナイ小学校、拓進小学校、沼ノ端中学校、青翔中学校に個別に依頼した。

(参考)

苫小牧市市民参加条例運用の手引き(平成28年4月(改訂)苫小牧市総合政策部市民自治推進課) (第19条関係 抜粋)

(市民からの要望等)

第19条 市は、この条例の施行に関して市民から要望等があったときは、その内容を検討し、当該要望等の内容及び検討の結果を公表するものとする。

【説明】

市は、市民参加条例の施行に関して市民から意見、要望等を寄せられた場合には、それに対する市の考え方とともに公表するものとしています。

【運用】

この規定に基づき市民から寄せられた意見や要望及びそれに対する回答等の内容を市民自治推進会議に報告するものとします。